

司法書士の専門性を活用したADRへの関与の現状と今後の可能性

日本司法書士会連合会

司法書士の有する専門性

「**登記手続の代理**」 司法書士が登記実務に携わることにより培った中立性・公正性等の特性は、ADRにおいて十分に活用可能

- ・登記をめぐる紛議
- 登記手続上の問題・・・公法的な非訟行為、ADRには馴染まない
- 実体契約上の問題・・・登記原因となる取引や実体関係そのものの争い

「**裁判所に提出する書類の作成**」：書面作成を通じた説明・助言等により国民の司法へのアクセスを支援する司法書士の経験 当事者の主体性が尊重されるADRにおいて活用

- ・本人訴訟利用者の認識（司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」報告書）満足度・理解度が高い

「**司法書士の相談活動**」 ADRへの活用

- ・司法書士の日常職務における法的問題についての相談
 - ・司法書士会が恒常的に実施している司法書士法律相談
- 相続、不動産取引、賃貸借、成年後見、多重債務、少額訴訟等の国民生活に密着した法的問題

「**簡裁訴訟代理関係業務**」 少額な紛争解決への活用

- 改正司法書士法（平成15年4月1日施行）第3条第1項6号及び7号要旨
- 訴訟の目的の価格が90万円を超えない民事紛争について、
- （1）簡易裁判所において訴訟・和解・調停手続の代理をすること
 - （2）簡易裁判所の民事訴訟の対象となる民事紛争につき、法律相談に応じ又は裁判外の和解について代理すること

司法書士の専門性を活用したADR

司法書士会が主宰するADRについてはその専門性を活かし、裁断型ではなく、紛争当事者が十分に話し合い主体的判断に基づき合意に至る「あっせん」に近い方法を軸とした機関を設立する（例：「暮らしの紛争解決を支援するセンター」を設立し、相談から始まり、事案に応じて、あっせん・調停等の手続を行う）

司法書士の専門的知見により、利用者の代理人や助言者としての役割を担う

国民に活用されるADRの実現に向けて

司法書士によるADRについては、弁護士法第72条による規制が必要以上に働くことのないよう留意が必要
時効中断効を認めるべき

弁護士と司法書士の所在状況 (市区町村レベル・簡易裁判所レベル)

市区町村レベル

全国の市区町村数 a	aのうち弁護士所在 市区町村数 b (b / a %)	aのうち司法書士所在 市区町村数 c (c / a %)
3,357	532 (15.8%)	2,121 (63.2%)

簡易裁判所レベル

全国の簡易裁判所数 a	aのうち弁護士所在 簡裁数 b (b / a %)	aのうち司法書士所在 簡裁数 c (c / a %)
438	291 (66.4%)	433 (98.9%)

司法書士:平成14年7月9日現在
弁護士:平成14年4月1日現在
(日弁連「会員名簿」等による日司連独自調査)